

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!

「現況届」は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届出です。「現況届」を提出しないと平成25年6月以降の児童手当が支給停止となります。

また、2年間にわたって現況届の提出がない場合は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまいます。

児童手当「現況届」受付期間及び場所

受付期間	受付場所	対象行政区
6月20日(木)、 6月21日(金)	本庁地下1階会議室 (選挙管理委員会事務局内) ※対象行政区以外でも受付可能となりますが、なるべく指定期間内での受付をお願いします。	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苧、山城、石川前原、東恩納、美原
6月24日(月) ～26日(水)		具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、江洲、宮里、喜仲、上江洲、大田、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道、みどり町1、2丁目・3、4丁目・5、6丁目
6月27日(木) 6月28日(金)		平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計

※現況届案内通知については、6月12日ごろ発送を予定しています。

※郵送受付の対象となる受給者へは、返信用封筒を同封しておりますので、**可能な限り郵送での提出をお願い致します。**窓口での受付は混雑が予想されますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

【問い合わせ先】

児童家庭課 児童係 玉寄・安慶名
☎098-973-4983

従業員が100人以下の事業主の皆さま!平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されました。

育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。(常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から全ての規定が施行)

就業規則への記載はもうお済みですか



ご活用ください! 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度

沖縄労働局では、労働者と事業主との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

援助の制度には、**都道府県労働局長による援助**と

調停委員(弁護士や学識経験者等の専門家)による調停の2種類があります。

◇改正育児・介護休業法等に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで 電話: 098-868-4380

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階)